

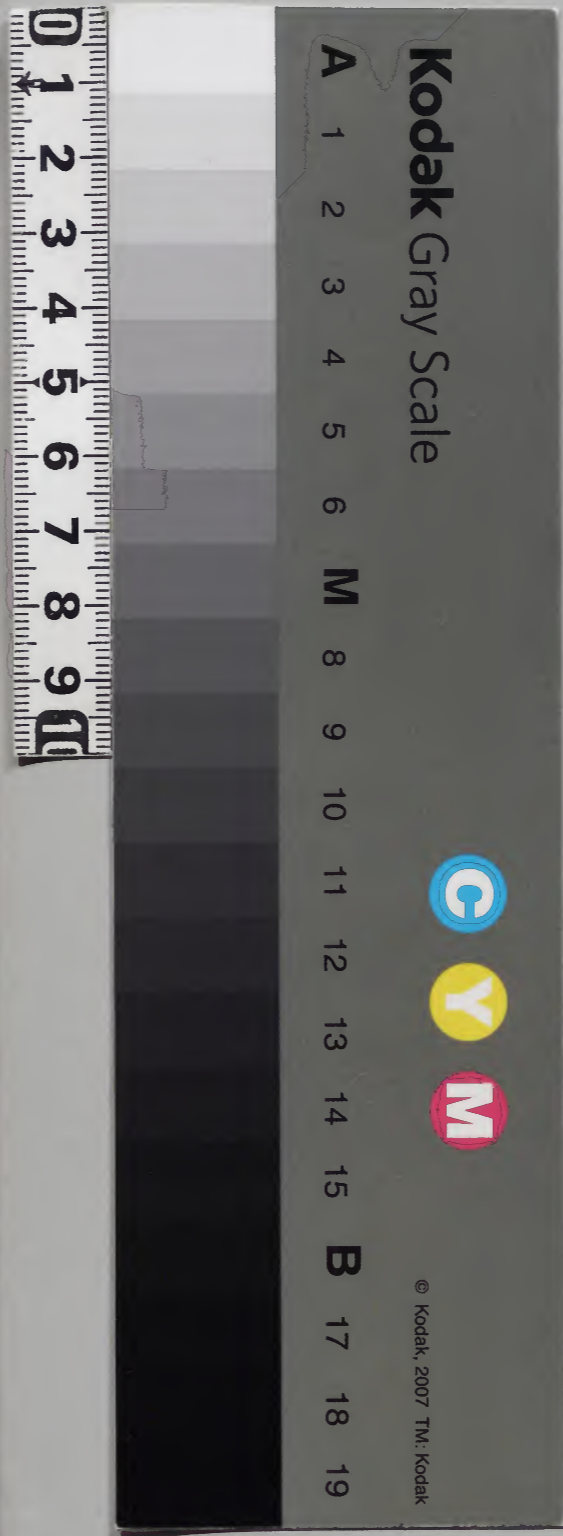
# 武家名目抄稿

衣服部十三上  
十六

和	二五二〇六	類
架	七八	函
冊	四四九	冊

和	二五二〇六	類
架	四六	冊
冊	一三	函

内閣文庫	
番號	和 25206
冊數	457 (190)
函號	153   275





武家名目抄稿第十六冊

其衣服部十三上目錄

小袖

御服

時服

被物

薄小袖

厚綿小袖





直 岳 付 小 袖

内 衣

上 着

白 小 袖

白 衣

錦 小 袖

綾 小 袖

唐 綾 小 袖

唐 綾 小 袖 唐 綾 小 袖 唐 綾 小 袖 唐 綾 小 袖



白 綾 小 袖

白 綾 小 袖

綿 子 小 袖

段 子 小 袖

維 物 小 袖

織 物 小 袖

唐 織 物 小 袖

廣 東 織 物 小 袖

嶋織物小袖

織筋小袖

紅筋小袖

一交小袖

練緯小袖

練緯

志々良小袖

熨斗目

福建小袖

紬小袖

丹後紬小袖

布小袖

布子

箔小袖

摺小袖

涂付小袖

染小袖

紫小袖

紫裏小袖

梅染小袖

懸萌黄小袖

懸浅黄小袖

藍染小袖

茶染小袖

茜小袖

目結小袖

鹿子小袖

無紋小袖

無紋織色

小袖  
武家名目抄稿第十六册  
衣服部十三上  
小袖  
武家名目抄稿第十六册  
衣服部十三上  
小袖  
武家名目抄稿第十六册  
衣服部十三上  
小袖  
武家名目抄稿第十六册  
衣服部十三上

武家名目抄稿第十六册

衣服部十三上

小袖

吾妻鏡云元曆元年十月廿一日丙午余朝

武衛有御要召筑後權守俊兼俊兼參進御

前而本自為事花美者也只今殊副行粧着

小袖十餘領其袖妻重色々武衛覽之召俊

兼之刀即進之自取彼刀令切俊兼之袖妻

給後被仰曰汝富才翰也蓋存儉約哉如常  
胤實平者不分清濁之武士也謂所領者又  
不可雙俊兼而各衣服已下用麁品不好美  
麗故其家有富有之聞令杖持教輩郎從欲  
勵勲功汝不知產財之所費太過分也俊兼  
小無所于述申岳面敬嘔

又云文治元年八月廿四日甲戌下河邊庄  
司行平蒙歸參御免自鎮西去夜參着今日

參嘗中獻盃酒二品出御武州北條殿已下  
群參行平祢九國第一進弓一張之處仰曰  
無左右巨領納之云々行平陳申云今依召  
欲參之處無進物事違所存此弓於九國名  
譽之由兼以風聞其主不慮之外沽却之行  
平喜之折節著小袖二領仍一領脫之替之  
于時參州祗候人等為錢別來會見此事頗  
感之可被召尋次

徒然草云最妙寺入道跡、岡の社系の次り  
且利左馬入道乃存人、人供をほろすをて立  
いり、徒たけけよあ、ちりきりれをる包  
ける指一駄、ちあ、ひ二駄にえ、ひ三駄、  
か、い、ち、ら、ひ、よ、て、や、と、思、さ、て、と、し、一、一、  
う、た、う、し、も、且、利、の、ろ、め、物、い、め、と、か、く、り、  
ち、き、ま、さ、し、く、は、よ、う、し、う、う、う、う、う、う、う、う、  
ろ、め、物、之、十、ち、あ、わ、て、女、房、も、お、て、せ、さ、せ

て、清、小、つ、り、と、さ、り、せ、り、

建武年間記云武者所鞞可存知條々畧中一

小袖織物綾練貫之類細々不可用

太平記云心代判官其後判官己カ館ニ端

テ西大將ハ色々ノ小袖二十重調進ス此

外御内外様ノ軍勢共ノ餘ニ薄衣ナルカ

イタハハシケレハ先小袖一充仕立ニ送ル

ハシトテ倉ノ内ヨリ絹綿数千取出シテ





あゝせ程の時少神あり事慮の外なり也  
宗五十六箇紙云少神と人小考うす事移と  
さゆるもい又少神はうすもかゝる少  
十廿又五三一ありもはうす二ハ不  
あゝせりさあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ  
少神はうす此事うすはうす二  
ありうす少神はうす進上ハ別あり  
福少神進上ありハ中ハ福少神あり

又二進上ハ下少神ハ十少神も十  
又廿重又二重二重三重ありも進上ハ  
少く進上ハ少神の事也  
道照愚草云少神の事ハ上りとあり  
あり又上りハ下少神ハ乃事カ  
うハ少神ハ下少神ハ乃事カ  
板板ト斎長記云少神ハ乃事カ

わしは、小世昔小少神、とて下は、河原少水左  
ツ者、印後や、染仁系、は、甲府、少那、ち、小世、小  
神、を、一ツ、ツ、の、如、藏、と、清、と、と、と、セ、ツ、と、と、印、付、の、印、後、也  
所、す、小、神、は、何、指、の、と、信、を、不、し、小、神、の、火、記、と、け、い、  
何、程、終、と、い、ふ、日、と、入、不、中、と、同、小、あ、し、い、時、海、の、上、  
と、く、小、こ、結、と、い、ふ、事、此、少、神、と、い、ふ、五、つ、一、億、も、物、入、  
其、年、中、小、少、神、と、い、ふ、事、は、多、つ、お、名、記、は、十、  
五、つ、と、い、ふ、事、は、少、身、あ、れ、は、少、神、は、十、  
五、つ、と、い、ふ、事、は、少、身、あ、れ、は、少、神、は、十、

神の、八月、有、少、金、と、い、つ、と、中、結、の、印、後、  
空、の、時、少、神、は、少、金、と、い、つ、と、ハ、少、年、の、  
ツ、は、少、神、の、物、の、入、ツ、指、小、結、と、い、ふ、事、は、  
も、爾、は、少、神、の、事、世、上、の、少、神、は、ひ、り、  
祿、年、中、と、い、ふ、事、は、少、神、は、ひ、り、  
少、神、

按、少、神、は、少、神、直、垂、以、上、の、大、神、  
對、て、少、神、は、少、神、直、垂、以、上、の、大、神、

かきしよみかきしよみかきしよみかきしよみかきしよみ  
しよみかきしよみかきしよみかきしよみかきしよみ  
しよみかきしよみかきしよみかきしよみかきしよみ  
しよみかきしよみかきしよみかきしよみかきしよみ  
しよみかきしよみかきしよみかきしよみかきしよみ

御股

吾妻鏡云建長四年四月一日甲寅一點親  
王自関本御出未一刻出御固瀬宿中下馬  
橋東行經小町口入御相州御亭中亦砂金  
百西南庭十羽一箱被奉之次御股二重織

物御将衣筋黄二御衣白御單二重織物御  
奴袴濃下袴御直垂十具織物村濃御小袖  
布五具  
十具御大口一唐織物御衣一領御明衣一  
今木一六々  
年中恒例記云十二月廿九日一御股十五  
御ハタ五御コヲソ御ムシ口御マシラ  
御ハタノ帯御帶五ステ御エカク御アカ  
フクセ伊勢守調進之云々

宗五丈燮紙云公方極所積と中、織物色は汝不定  
白きあや又、後つむきと地とソ海く小  
深は級むささきあとし付川手外か架梅深  
又、去つむきと遠のあう積あともて川あや  
すああとし物と為所院殿所積すてあや  
きつ、如也ル又、から織物ハ一級所、宮教の儀  
うの公方極の外、山、日、地、殿、三、多、殿、女、中  
為、飲、の、水、毎、山、受、う、て、め、し、山、又、三、級、ハ、お、頭、と、て

めし、川、山、又、三、級、ハ、お、頭、と、て  
又云、公方極、所、中、池、を、止、又、下、つ、た、り、と、中  
ハ、新、の、ゆ、き、の、り、と、中、所、積、く、く、を、止、と、中、ハ、布  
の、小、神、乃、事、也、也  
伊勢貞助新記云、所、積、と、中、ハ、少、神、以、下、は  
か、く、ゆ、り、か、く、の、熱、名、と、て、川、号、と、中、ハ、多、積、の  
字、の、心、ハ、お、付、て、う、も、来、る、是、川、多、く、所、積、と  
り、て、可、然、也、

又云此獵ニ下事ハ常ニ在リテ事ハ一色ニ重  
シ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ  
又云此獵ニ下事ハ常ニ在リテ事ハ一色ニ重  
シ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ  
又云此獵ニ下事ハ常ニ在リテ事ハ一色ニ重  
シ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ  
又云此獵ニ下事ハ常ニ在リテ事ハ一色ニ重  
シ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ

駿府記云慶長十七年壬子五月四日為御

候自江戸神尾五兵衛參則為端午之賀儀  
御帷子五領被進之今日國々諸大名獻五  
日之御腹云々  
按此儀トシテ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ  
又云此獵ニ下事ハ常ニ在リテ事ハ一色ニ重  
シ事ヲ以テシテノ其ハ申テ事ヲ以テシ

時服

松隣夜話云永祿四年信長ヨリ越後へ御

見舞使者未<sup>レ</sup>去年東國へ御進祭御取陣  
以後上方筋へ手間取<sup>レ</sup>候<sup>テ</sup>不通音信旨  
演達<sup>ナリ</sup>進物謙信公へ時服三十重地紙  
三千枚北城伊豆宇佐美駿河へ各白鳥十  
把  
関八州古戦録云 朝比奈泰勝豆  
州日金越條 北條氏直  
ヨリ今度親事成<sup>リ</sup>且ハ婚姻ノ約相整  
リタル祝詞トシテ大神君工十種十荷ヲ

進セラル使者石巻隼人 依 川尻下野守  
差副<sup>ニ</sup>濱松ニ至<sup>テ</sup>大神君工捧謁ヲ遂<sup>ケ</sup>  
時服等賜<sup>テ</sup>小田原工皈<sup>レ</sup>去々  
東遷基業云慶長十二年今年池田利隆江  
戸ニ来謁シケルニ大將軍松永氏ヲ授給  
ヒ武藏守トナ<sup>リ</sup>佩カ一雙鷹馬時服ヲ賜  
リテ還<sup>ル</sup>時駿府ニ於<sup>テ</sup>神君ニ謁シ鷹馬  
ヲ賜<sup>ク</sup>

被物

吾妻鏡云文治五年五月廿九日戊子仰中

納言經房使者到着所被進塔供養願文一

通也草新藤中納言兼光清書堀河大納言

忠親又錦被物一重綾被物二重被進之云

又

又云承元二年七月五日壬寅神宮寺上棟

相州武州前大膳大夫等監臨之又惣奉行

善信朝光同以參向匠等給祿大工馬二疋

一匹被物一重裏物各納白小工馬一疋

置鞍布五段裸布三段衣一領裹裸物二各納奧行光奉行之

秀賴記云慶長十九年十二月廿日晚常高

院二位弓饗場弓三人城中ヨリ被物三領

段子三十端秀賴公ヨリ奉々河茶局上野

介披零

按被物云秀談子レレ又カッケモノも訓し



下もししううい福に給ふ所敷乃亦と相とせ  
 後代も止小を色人う給ふともし神物といふ  
 神はわ

薄少神

了俊大草紙云大逃物の時、尋ねるも  
 力草を長くすう中射時ハ之申少を為小  
 神けはうをきうへと年圖赤よまて修し小  
 又也ーは甚氏の鎌倉及、浅黄の附の神を

細く去て只そりりや免して小をさうせ  
 給ひき由白奉たう

奉公覚悟記云装束に奉三月申す少神  
 うへし外時あせせとさうよちやくさるて  
 うるしうす

相為少神といふは為らうに綿を入たる  
 少神といふ

厚綿小袖

今川大雙丸云小袖をかくおしりの二重二重  
はくハ只持て参る也女をもも<sup>た</sup>ハひん  
ふふに置て三重此時もある綿も持に  
くハ廣蓋小思ておす也し

直垂付小袖

鎌倉年中行車云正月廿三日鶴岡御社参  
公方様ハ香之御直垂ニ精好ノ大口御直  
垂付之御小袖白綾烏帽子ヲ被召

內衣

佐竹宗三聞書云射手大もももを內衣と  
水干との間に入れて持也

梅小直垂垂付乃少袖とソいゆ衣とソい皆次  
の柔れ上着とソふりのこも也

上着

大名お仕記云上着ハ小きく水少袖  
のりく

宝篋院殿將軍宣下記云延文三戊戌年十  
二月廿二日卯刻御車並諸侍之先ニ乗騎  
馬ノ輩都合三十騎ニ行ニ乗其次ニ隨身  
馬上以上十四騎也赤キ金鎖ノ上着ニ豹  
虎ノ尻鞆ノ太刀滋藤ノ弓ニ尻鞆負總ノ  
尻鞆掛テ左右ヲ分ニ行ニ乗也

大坂軍記云河波守人奴大寺小乱駭テ津津へ逃  
入山外三郎右衛門番高名上条八七条与三右衛門

と云河波衆ヤ寺津津須賀ヨリ来中村右近祐  
因修理一所小舟在ニ所ニ中ノ子ノ駭ト津空崩  
と右近ハ金の矢筈の前ニ物白キ少神の上  
着テ只一人かけかニ主馬紐木村兼左衛門  
と川ノ甲馬毛の引廻しと合右近と  
鑑付其所へ稲田修理かけ白兼左衛門と突  
倒也

白小袖

長門本平家物語云本三位中將 関東下向桑兵衛

依し志おぬらの鳥帽子に白小袖にちやう

りんの刺ししきこころは手て空色の河少犯

乃舟つししたるもちてしやの間結奉此

たししら乃そしふさしちり様ちし

鎌倉年中行車云奉公中白小袖白練ウラ

ハ生衣也裕ウラ面一匹絹也

御供古寧云白小袖社ハたのの時ハ免しし

く川千上公家此流も三位し後少誓の時も

免しし殿上人ハ将家東のトよ白練あしめし

又後上人よてあゆし月官よしして白小袖

よめし川中ハ武家もも式将家のし記ハ大かき

うのトハ白小袖免ししツ也

布衣記云将家下き夏冬も袴白帷白小

袖也次袴衣青袴押折也術府時者重衣神一

市考袴小身と入下話也

貞順豹文書云白き小神の奉平人ハ少ク着

用ハ少クハ少用ハ

又云白き小神のえり<sup>神</sup>斗りあいの花を致

と云ハ少ク着て着ハ是ハ白小神少クハ少用ハ

少て着きたる人も是も少て其記ハ少

儀多クハ少用ハ

大名出仕記云白き小神のり只の人ハ着不

仕ハ但平人少もおほく<sup>少</sup>少<sup>少</sup>着ハ少ハ白小神

白を用ツても不苦ツ歎

又云白小神は花飾うてハ自然にけり小人

中へ着ツ時ハあ<sup>少</sup>と花少ても又ハ着に之もち

いさく<sup>少</sup>んを付ツて着ハ是故実<sup>少</sup>てハ但先人

は前ハ少<sup>少</sup>ハ<sup>少</sup>て着ハ少ハ少<sup>少</sup>ハ白小神と

着ハ少<sup>少</sup>人<sup>少</sup>ハ<sup>少</sup>の奉<sup>少</sup>也

満濟准后記云正長二年三月九日今夜室

所殿様御元服云々及其刻限参申畢予着

袈裟畢御元服ニハ每事以白色為吉之間  
旁令相<sub>ニ</sub>衣<sub>ニ</sub>款<sub>ニ</sub>之由思給故也中御所白御直  
岳同白御小袖令着給也

元和元年武家諸法度云衣裝之科不可混  
雜事君臣上下可為各別白綾白小袖紫袷  
紫裏練無紋之小袖無御免衆猥不可有着  
用云々

白衣

季瓊日録云寛正四年八月十一日勝智院  
殿後一位万山大禪定尼諱性壽寅封喪輿  
入等持院蓋後間道赴者避北野唐邊也白  
衣力者十二人奉昇之力者乃自等持院出  
即於佛殿入龕于佛壇西卯時御茶毗台輿  
先入真如寺  
此條五代記云相摸の国金湯早雲寺に於て  
氏綱の畫像と思老持見せし小俗禪よりして

白衣のより掛籠をうけ顔相小くてい小書

按白衣よりハ即前条の白小袖乃こと也

この物装束下れ小袖ある故装束せざる

ちとと白衣とソハハを近代ハ小袖の色を問

て以肩衣袴等成着る。とカ(て白衣

りふや

綿錦

小袖

安土日記云天正九年二月廿八日五畿内

隣国ノ大名御家人ヲ被召寄駿馬ヲ集於

天下被成御馬揃聖王工被備御歡覽訖

御馬場入ノ次第御頭巾トウカフリ御後

ノ方ニ花ヲ被為立高砂太夫ノ御出立カ

折梅花挿頭二月雪落衣此心カ御膚ニ被

為召候御小袖紅梅ニ白之段々ニキリ唐

草也其上ニ蜀紅之錦ノ御小袖御袖口ニ

ハヨリ金ヲ以テフク輪ヲメサレ候

綾小袖

板垣卜齋慶長記云石田治部少輔せとりり一來  
田中兵部少輔小江佐付近江國北の郡城草を  
りけりてく小尋ツゆを方前志まにありて  
兵部少輔若前のおと親よ二人通ひ番に若  
何者そと改ツゆを臺所の水くことしたへら  
のよ一水くもて何者そも通ひツ事  
あははしきまあり者りあいにくツゆを

折節小の峰々記やこの夜かうとて火と  
とわしえりて石治があをむるハちやのあや  
の少神小いハあき記かやをうあこ  
みのせりてとて<sup>か</sup>礼供あり候よし  
斗ありとてとて又ツゆを名物の吉光を  
しりし中大げん甲通し本多上代小  
はあつあはき言はハ後中深下とて念ゆ  
所のすまは登殿ソ候くあつて



唐綾小袖

異本義經記云去間志也亦五服位...  
山鏡しし物足きんとつちか中し大口の上に  
振巻あり引魚太刀取振よ持唐綾の少神と  
あり赤被屏風のナリたぐよ立清く今やお  
そしと移移不

白綾小袖

宗慈聞書云白あやの少神乃本一服常統の位

うてゆさ方極おも人よ伊ふくせりされつふ  
人おしりくきしゆ事うてゆくちほくせて  
きりいんりあるはくく

氏郷記云氏郷朝臣在京ナリシカ中其座

ニ居給フ姿ヲ生ウツシニコソ書タリケ  
レ白綾ノ小袖ニ左ノ手ニハ扇右ノ手ニ  
ハ揚枝ヲ被持タル躰成リケリ

按白綾の小袖を略して白綾とのこもつふ

相練やとつふの例なり

白綾

御供古実云白綾乃事跡の外ある花飾よ  
て公方極よ色水結の方よハ着着用ヨキ  
とらうとてハ近思の人キハんする子方々  
亦可方之白あやハ公方極分も一服ハ事  
あ〜てハ下ヨキ〜ハ公家ハ中納言ハ  
是公方極ハ下ヨキ〜ハ水

寛永十二年武家諸法度云衣装之料不可  
混雜白綾公卿以上白小袖諸太夫以上聽  
之云々

繻子小袖

段子小袖

大名出仕記云繻子小袖段子小袖是也  
而禁制より名人中へ着ツる不可之也  
但中人ナトハ又亦苦也

縫物小袖

貞順約文書云ぬじ物乃小袖の奉男ハ依令  
四五迄着ルヲ乃人ハ不可方着ル

織物小袖

花營三代記云禁制條々 貞治六一精好大

口織物小袖不可着金貝鞍不可用事

奉公覚悟記云をるるの小袖而免たぐ

て大名乃行の奉公に流流きんせいとて

ふく持領事ハ別儀之ぬぬく持領ツてハ

久着事或わたり也

但勢貞順記云は主人織物乃小袖なりと云

時その小袖人中へ着ツ程ハ可用事や妙手に

ありき供く着仕事男不可方と云

祿のぬくは下ツ時もはらひありてなみりて

手はこころりてる者ハ不可方と云

貞順約文書云たぐ物ハ小袖のぬぬの奉

川海一人公方極々持領仕ツルを勿論若  
中川一人子着川事如何三管領を外へ大  
名号人ハ出免りて出用也

又云女中流少も中臈ハこうくしとめさけ  
ころくしハ冬こくしとく少てハ身持中臈乃  
中より少くは在川人ゆりてハれツて出用也  
少物かきしり多ハて少出はたき  
おたるハハ中臈流も少くハころくし

めき流川人ハころくし

江北記云二月朔日ハ公方極々河合秋柳  
河禮流中事ハ月迫ハ正月の流少くハ  
流ハ河禮也ハ足ハ系ハヤ河相伊ハ  
ハ何ハ流少くハ由中少物ハ神の  
河合少付者若少水ハ系ハ也

唐織物小袖

貞順豹文書云ハ物ハ事ハ三管領

此の外公家も古給つ万々又曾飲くは母あり  
も中々しりし事も是も亦是つは思間  
に用

廣東織物小袖

大名家仕記云小袖の事依言下不着衣装  
多々先物あり平人等ハ可方斟酌  
此等禁制して公方と包は免し人  
は其の理運ハ不に用但又平人の子

十四七迄ハゆゑてハ人々の物ありは  
着つても不苦々夫も外人等命ハ是る事

嶋織物小袖

宗五大雙紙云嶋織物の事地下人のまき物小  
てききし人ハ下等も不用

大館常真記云天文十年十一月廿九日  
縁阿と名は是尋下ハありけありあり  
物小袖着用しては中あ不系ツ事少苦哉中由々

此身也仍此道より返上り物うていりあふく  
ていりハ若用あり然る鳴り物ありハ  
乱中ハ若用もつりしうし道よりつりや此録  
そし一紙小志るし一冊の中よりと縁河に  
間九あるしりてしり也

貞順約文書云鳴り物ハ車取りてむら  
ハ不若の内ハ少ありハ自然若くする方も地  
人を用中ハ惣別織物の箱よて取りとりも

此若りあハ自然道ゆつりしうしあの時ハ  
の身ハまやう者ありあハ

按嶋織とソハこそそそく詳なり以本坊官長  
ハ虫雲國造神壽後釋とソハよハ倭文ハ  
古のよ記布少て筋と織たる物也志豆とハ  
須達とソハナシなる強し今ソハ嶋織也此  
を島とソハ枝間也然しハ古のハ筋の者  
乃大小あかりむは後ハそと細くこ

清くに織ぐるも出来てそをさかしく株間  
織といひしり、又後より古のあつたハ廢ま  
てそ株間織此といふ清れらかつつひり  
筋織の總名といハナキある一といひしり  
今按此説万葉一の古に株織ハ<sup>サナリ</sup>帶身結糸と  
あるもたれしひしり人といひしりハ聞ゆ  
るも似たまといへけ新し此島織といふ  
物室の家乃以しりて上れる代ハいさしり所見

たし此頃筋すたま<sup>き</sup>格子たしソハ織物もああ子  
堅布といひ筋といひ横たると翠々廉ハ類とす  
たまといひ横堅相交れらと格子といふ皆細  
くあまやうあてあつた物といふは格子乃  
結よあやうなるをハ格子と稱して華飾  
乃猶より貞順豹文書云女中衆ハも中藹ハた  
しそハめきほつつかつしハとしりくよてハ  
自然中藹の中ハとこハ相叶ハ人ゆらしり

き水供て少用いハ又織物か〜してハ  
て古ち十多を有少〜た〜ハ〜中  
藁元もめ〜い〜し〜し〜し〜し  
〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
思小袴有との紋乃車只目小た〜ぬ〜下  
ハ〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
房小者ハ人乃目小立ツヤ〜し〜し〜し  
〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し

ナ由た〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
中住衣木〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
神也大名出伝記小織筋の小袖の古〜老  
若〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
織小鳴織物の車地下乃人着る物〜し〜し  
〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し  
是物を通〜し〜し〜し〜し〜し〜し



昔人鳥織を何れんとして賤き織物なることし  
知る居しされしかの宜長嶋織ハ狭間織也  
しんじりるのむらうち少くあるハ論を待き且  
室所殿乃比ちちとてはうひのかく古代めだ  
ち少の純しせれるとや相か筋すれお  
ぞんじりる物の類うて間の大少何れくち  
ねそのと鳥織としんじりるハも少嶋織  
織出せる物うて其ノ根とちく小孝ひて織させ

もともたは織としんじりる居し今もサントソ  
ハ丈崎ち少の何ともわし小居し其物見  
状ソちくくして昔人の着用たねからり細く  
ち中たうのも織出し筋織少もや鈴く  
も古来しりて其名も相混して近世ハ只織筋  
しんじりるの送ててちてハ織し稱し若  
嶋織としんじりるのとは返てて大崎ち  
ソハ少くもあつらん可考

織筋小袖

光源院殿御元服記云天文十五丙午歳十  
二月公方家矣若君從東山慈照寺到坂本  
御成于時已刺也中其次公方家御成也御  
装束者御肩衣御袴褐色織筋御小袖也  
大名出仕記云織筋の小袖の事老若とも  
り不苦は是も昔ハ不断ハ斟酌り而晴の  
茶會の時ハ着は居はに兼は常時を何も

其用は同此様はも不及は

伊勢貞助雜記云折筋の小袖ハ紫ハ此ハ清ハ一ハ也

相ハ為ハるハ中ハへハ如何ハ色繪ハに清ハ一ハたり

ハ人ハるハかハすハりハ次ハかハるハけハりハたハとハ不

可ハ然ハ

蟻川記云ハちハちハ斗ハ志ハ川ハ時ハ乃ハ事ハ何ハ次ハと

定ハ了ハ事ハハハ有ハくハ何ハすハちハとハハハ老ハくハるハ若ハき

小ハくハはハ小ハあハひハ根ハにハおハりハせハ中ハハハ若ハき

按今横縞と云ふものを考すたれといひ置  
けりし物と筋とソひくを今唯織師とい  
ふもの古の名ハ遺れるのみなり

紅筋小袖

貞順豹文書云ク。此。お。を。古。ち。此。神。し。軍。男。  
ハ。十。四。女。迄。も。着。ル。位。貴。人。の。御。子。息。者。ハ。十。七。  
ハ。十。七。も。亦。是。用。ツ。ツ。チ。セ。の。小。袖。の。者。是。也。  
大畧曰。此。那。子。

一交小袖

宗怒聞書云い。い。つ。ま。せ。乃。少。袖。の。者。男。ハ。十。五。  
六。子。も。着。ル。女。中。流。ハ。二。の。子。も。用。ル。  
按緯糸乃色と替へく一縷はせ。織たる。成  
一。つ。ま。せ。と。い。ふ。也。

練緯小袖

梅松論云。閑。東。々。々。供。奉。此。輩。皆。歩。行。ありし  
ありとも我を。と。進。き。る。中。あり。當。我。上。

野分所資練也。此少神の上小糸糸澄の菱の  
縫目も切捨せたる小四人余たる方刀二振  
帯て白木の弓乃大きあふ小捨矢二三十取じ  
た射負て曾此緒を去めて古馬の先ぬ立た  
りし事此神人よの習てていえし

按練緯乃小神と帯は眩して練緯とあへ

練緯

三好義長高師成記云翌日朔所進物以目錄

四百九

所供の河小澄之寺町左衛門大夫和久掃  
部助西人持系御練貫一重より西人二被下る舊  
儀也

看聞御記云應永世三年四月廿五日北野  
社ニ今夜有怪鳥鳴聲大竹ヲヒシクカ如  
云々中以弓射落し其形頭身ハ鷄也尾ハ  
如蛇眼大ニ光アリ希代怪鳥也室町殿へ  
注進申射之宮仕有御感練貫一重太刀一

振被下鳥ハ河ニ可流之由被仰云々

御産所日記云永享六年甲二月九日寅尅

初夜御祝政所沙汰御引出物沼田調進御

袋御方練貫一重引合十帖上臈練貫一重

引合十帖御乳人練貫壹廿七日御生箱青

色薄浅黄之入并白御小袖一練貫拾重管

領調進

年中恒例記云應仁乱以前正月各御子リ又

大頁十

キ。辨領之夏三職一重大名一重外様一重御供元

一重

大館常與記云天文七年九月二日越前朝倉

方ハ公方根上ハ朔進物為出返出方刀一像

拵此中之由兼乃也進物ハ出方刀練貫三重

代子出馬一足白代子進上之云ハ仍出返出方

刀之介今一様出由哉ハ中不實中ハハ

去年出馬と大副ハ富只出方刀斗より出此ハ

中彼新嘗中して此島とい不請取中の志く  
外よりて少中の中中けるとも

志く良小袖

宗惣聞書云云云云の神田裕の本云云云  
くくく殿中へもめし

鬘斗目

由良家傳記云云中少法度書に條云衣  
袴ハ公儀むきハのしめあや河へは云中懐中

中者お仕の時もふ断ハ可考省細事

按練緯の地乃縮くくたる皺あると云

ソシカ丸をノシノとソ糸綾穀なと云云と云

ソソとあまきと打ゆうせてソ糸練緯の本ナ

福建小袖

宗五大體有紙云云布つらんつむき此小袖紋の付く

るハくすーりり尾紋の付く思ハ殿中みきと

したる時ハ俗人を志するへうは出家入道同朋は



されて或ハ柿の直垂少つめじり或ハぬれ少神  
ハあつちかろくく後花は色きして云々  
源平盛衰記云馬鞍モモタス具足モタラ、  
ハ又鞆カ是ヲ聞テ柿ノ袴ニ責紐結布ノ  
小袖ニ東折シタリ剥タレ弓矢ニ錆タレ  
太刀カモチナトシテ馬ニ乗者ハ小ク多  
ハ歩徒跌ニテコ、カシコヨリ二人三人  
ト走り集リタリ、

布子

朝倉義景十七條云朝倉名字中を初年乃  
始れ仕表着可考布子ハ并右同名定致と付  
サセらるへくハ外限有とて衣裳を結接せら  
れ供者國の端々侍色をゆゑふ年つてし  
くす所へ此弊少くも出さくもあつて構處  
病一年不出二年出仕不致と云々ハ朝倉前に  
何公此者不被少候事



室町殿物語云有時幽玄中問をりさきく、  
 かの雪さくへきよし、何れをきき、  
 は、木をたぐく、さむさむ、  
 さしよ、  
 苦しけ、  
 あ、あ、  
 つく、  
 亦、  
 按布子、

桑の布、  
 ソ、  
 通、  
 小神乃、

箔小袖

貞順約文書云、  
 四五、  
 小神の、

摺小袖

貞順豹文書云すの少神の奉是も依人禱十  
四五すてり遊り歎

按摺とは形木うて摺根と摺とて子也

深付小袖

吾妻鏡云建仁三年九月三日戊辰今日於

小御所跡大輔房源性足鞠欲奉拾故一幡君

遺骨之處所燒之死骸若干相交而無所求

而御乳母云最後令著深付小袖給其文菊

枝也云々

奉公覚悟記云九月九日より小袖を若此時そ

め付の小袖をさへまゝの本義也

按深付とすは織色小袖のちて白少袖小

袖(有る)名也是を深少袖もさかへ

深小袖

美吉時書方の抄云九月一日より八日まで

あまのせとまゝなる也。同なるより、いそめ、こゝろ、てを  
ありしより、也。

大名出仕記云、茶の少神の本、中是も神とて、こ

しとあまのく深く、るはよく、い、腰のあ、の、は

い、や、く、く、く、い、茶、か、き、く、く、何、も、を、免、少、神

い、腰、と、あ、あ、中、い、

又云、里の少神のく、く、と、あ、く、す、る、本、少、の、

う、く、い、少、人、の、い、あ、苦、い、但、丈、も、雨、の、色、少、も、よ

る、い、し、表、あ、く、つ、い、も、裏、も、あ、く、ま、る、本、又、少、人、の

い、あ、乃、深、少、神、又、も、織、筋、ち、の、く、く、と、あ、く、ま、る

本、ハ、少、人、の、茶、の、少、神、ま、る、ハ、ち、や、深、あ、ま、の

裏、と、は、あ、く、す、る、か、包、色、い、是、も、ハ、少、人、の、少、神、の

裏、乃、本、う、あ、い、少、神、乃、地、と、も、白、く、く、改、も、い、

い、と、あ、深、な、ま、い、は、あ、る、ハ、自、然、少、人、あ、と、ハ

あ、苦、い、本、あ、る、人、ハ、不、似、合、り、あ、ま、の、あ、ま

く、い、是、ハ、少、袖、乃、地、と、は、神、と、あ、て、は、不、知、い、

終白りて終斗紺く高深くする事にてい少  
吳末州も尺へい地とは茶茶ししてて紋と  
紫みち萌茶みち穂方ふとしく深多るハ中祀  
の事今も有若い人乃此あへて料酌りて  
有能い川くしく此少神もてり得と地下人なりと  
中若う右左の偏り水也  
貞順約文書云深少神のありのあ事いれぬを  
はうら井の時ハ可方料酌い

又云地とキいちやわして紋を所り付て  
浅茶みちもえちいりてあえ多るハあ昔い  
又地をりい同浅茶ありたるも同あたり但是  
も式いの時をむやくうてい  
又云あさだいこれ茶茶乃少神みちあいの  
祿あとのいよハ付るさもり得是もわし  
式いの茶今ハ有らぬなりすいりの  
事是も女房底夏斗きいすい甲ハ不着い



紫裏小袖

奉公實情記云、此、  
少也

宗恕聞書云、此、  
此のさ、ハ、あ、く、ハ、但、  
公方様、此、  
千、  
海、

元和元年武家諸法度云、白綾白小袖紫袷紫裏練子紋、小袖無御免、  
不可有着用云々

梅深小袖

大名出仕記云、梅深の小袖の本、  
中、  
川、

房  
ふらふらとくろくくし

奉公覚悟記云加賀梅深は奉公人付くまハ

日向屋とら着ッ石

桜梅深とら今棠梅とら色の黒く為

大記とら

懸萌黄小袖

懸淡黄小袖

貞順豹文書云くけもへたれ小袖同くもあ

あさたの小袖の奉公昔ハと何はらたや中

つる近來しきくマ中少も若いけ

あきた回くもあしんきくマハきぬと深

少く小紋ちやを付

大名出仕記云かけあさた回うけりえきの小袖

の奉公昔ハ遠く中者時すくく

おの時も可方めわつ小巡方の時ハ

わたり

宗怒聞書云うきくもえたの少細にーハ  
くやハ流る今ハた〜ハ殿中ハ者ハ不  
苦ハ  
奉公覚悟記云かけりえきの事ハあてふ故  
流るてせぬをるあ架ゆん〜と付ハ老者  
あし似合ハ〜ハ〜ハ也

按かけ萌黄銀浅黄とハハハ入深〜上哉  
又ハ〜ハ深〜ハとハ新文書小袖と深

〜ハ少〜ハ〜ハ後文ある〜ハた〜ハ覚悟  
記ハ萌黄と黒〜ハ〜ハ深〜ハ也〜ハ〜ハ  
〜ハ〜ハ〜ハ

藍深小袖

大名出仕記云藍ハ深少神の本可純ハ依者若  
そ水〜ハ小〜ハ忽〜ハ細小深〜ハ用〜ハ〜ハ  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ  
〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ



目小立ツハ不可也

茶深小袖

真順約文書云梅花の少袖、本殿中へも着る。不  
苦のみの、この時も可着用也。茶深の少袖乃  
車田前、是も少のあま、この時も可也。  
大名出仕記云茶深乃少袖の、不苦の、この  
古の時も、若くは、人よ、不相、思、又、深、根  
の、も、よ、く、

苗小袖

真順約文書云赤根の少袖、本殿中へも着る。不  
出、候、は、可、方、料、酌、ハ、不、断、ハ、不、苦、ハ、年、を、  
も、着、ハ、無、後、ハ、此、の、時、は、是、ハ、少、ハ、糸、合、不  
く、少、苦、ハ、

宗女大御紙云遠江の、この時も、可、着、る、候、し、  
ら、ず、ハ、但、何、人、ハ、少、ハ、可、着、る、候、し、  
伊勢真明夢悟奉記云、この時も、可、着、る、候、し、

若しや若若ハありて小ちいさくうのこあせ  
ゆして若せしきこへとも葛の少神ハてりあよ  
糸合小ハり方もち也

目結小袖

貞順豹文書云ぬゆひの少神のよりゆくまでハ  
不若ハ少神の式の時ハむやくうあゆか  
按目結のちハ水干部ハ設き

鹿子小袖

貞順豹文書云鹿子小袖の事是も貴人等  
法前ハ可方ゆゆかゆゆゆら此革を中  
不子沙法ハ歎

按鹿乃子ハ少目結乃一種あり麻乃  
毛の星の少少く目結したると鹿の子  
目結と少し略しく麻の子と少か今目  
結の類哉すハ多麻の子と少あ

無紋小袖

貞順豹文書云無紋の小袖の事畧儀こつる殿中  
又者貴人主人の衣前（も）せ着の彩もてハ自  
然可若多様

宗恕傳書云むろき足（の）小袖乃り紋の付る  
ハ殿中（ハ）も若斗紋（ハ）めり（ハ）も斗（ハ）まんせ（ハ）て  
惣別斗紋（ハ）の少神殿中（ハ）着（ハ）く

宗立大草帛云惣（ハ）斗紋（ハ）の少神ハ殿中（ハ）若  
斗（ハ）入道（ハ）か（ハ）い

伊勢貞明覺悟記云無（ハ）斗（ハ）の少神（ハ）ら（ハ）き小  
てハ入道（ハ）てハ不可用（ハ）い

大名出仕記云無紋（ハ）の少神（ハ）の事不若仕（ハ）内（ハ）小  
てらさも（ハ）へし斗（ハ）の類（ハ）い

奉公覺悟記云斗（ハ）乃り少神（ハ）せ（ハ）也  
あの斗（ハ）別後也

無紋織色

所供古寧云斗（ハ）乃り少神（ハ）の事（ハ）色乃事

たゞ筆跡より深々たるともめしきまゝくは筆致  
の少神ハ其既之事ハ法神ハ何れもともめ  
しきんまゝを筆致の織色ハ其禁割りあり  
りる君は清しくい

明治十五年六月六日旧稿校正 志村貞廉  
同年 同月廿日再校正 青山景通  
同年同月廿六日旧稿訂正加朱点了

塙 忠 韶



明治十六年四月

校合

鈴木行一



開元十六年四月

外合

錢本行

開元十六年四月五日

開元十六年四月六日

開元十六年四月七日

